

令和 6 年（2024 年）7 月 24 日
子ども・子育て支援審議会資料
児童部 子育て政策室

児童館の機能強化に係る吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部 改正について

1 概要

本市では、市内に 12 館（直営 10・指定管理 2）の市立児童館を設置し、児童に健全な遊びを提供する等、地域における児童福祉向上の役割を果たしてきました。一方で、近年、少子化や核家族化の進展により、地域のつながりの希薄化、子供達の育ち合い、学び合いの機会の減少等、子供達を取り巻く状況は著しく変化しています。

これらの状況を踏まえ、子供主体の居場所としての役割を果たすため、条例等を一部改正し、下記の取組を進めていくものです。

2 主な改正（取組）内容

- (1) 令和 7 年度（2025 年度）から、利用対象年齢を中学生まで拡大（北千里児童センターは令和 9 年度（2027 年度）から）
- (2) 自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供、相談機能の強化等
- (3) 高城児童会館の移転整備
 - ア 日の出町へ移転整備し、名称を日の出町児童センターに変更
 - イ 広場を設置、一時預かり事業を新たに実施
 - ウ 利用対象年齢を 18 歳までに拡大、平日の開館時間を 20 時までに変更
 - エ 指定管理者制度の導入

3 パブリックコメント

- (1) 意見提出期間
令和 5 年（2023 年）12 月 1 日（金）から令和 6 年（2024 年）1 月 4 日（木）まで
- (2) 提出意見数等
25 通（68 件）
- (3) 主な意見
指定管理者制度に関する意見や児童館運営に関する意見等